

橋処理センター解体撤去その2工事

工事後 環境測定結果

§ 大気中のダイオキシン類・重金属（平成30年12月10日～11日）

測定点	A	B	C	D	基準値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.029	0.032	0.030	0.025	0.6
砒素 (ng/m ³)	0.19	0.25	0.14	0.15	6 (指針値)
水銀 (μg/m ³)	0.0025	0.0024	0.0023	0.0020	0.04 (指針値)

※「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」において、解体工事の期間中に最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期に大気分析を行うことあるため、解体工事後についても自主的に測定をおこなっております。

【基準値、指針値について】

基準値：ダイオキシン類対策特別措置法に基づき設定された基準

指針値：環境省が定める、健康リスクの低減を図るための指針となる数値

§ 地表面のダイオキシン類・重金属（平成30年12月10日）

① 含有量

測定点	A	B	C	D	基準値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	0.032	0.0036	0.0016	0.0018	1000
鉛 (mg/m ³)	<10	<10	<10	<10	150

② 溶出量

測定点	A	B	C	D	基準値
カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05
セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8
ほう素 (mg/L)	<0.01	0.03	0.01	0.02	1.0

※「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく調査になります。

“ < ”： は定量下限値未満を表しています。

基準値：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則による基準

【測定地点】

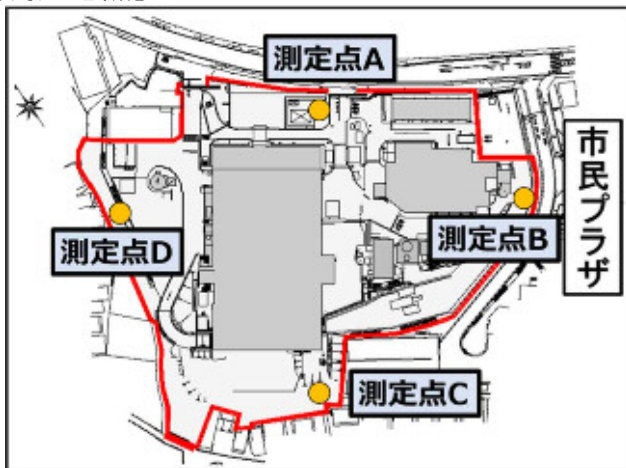


図. 測定地点